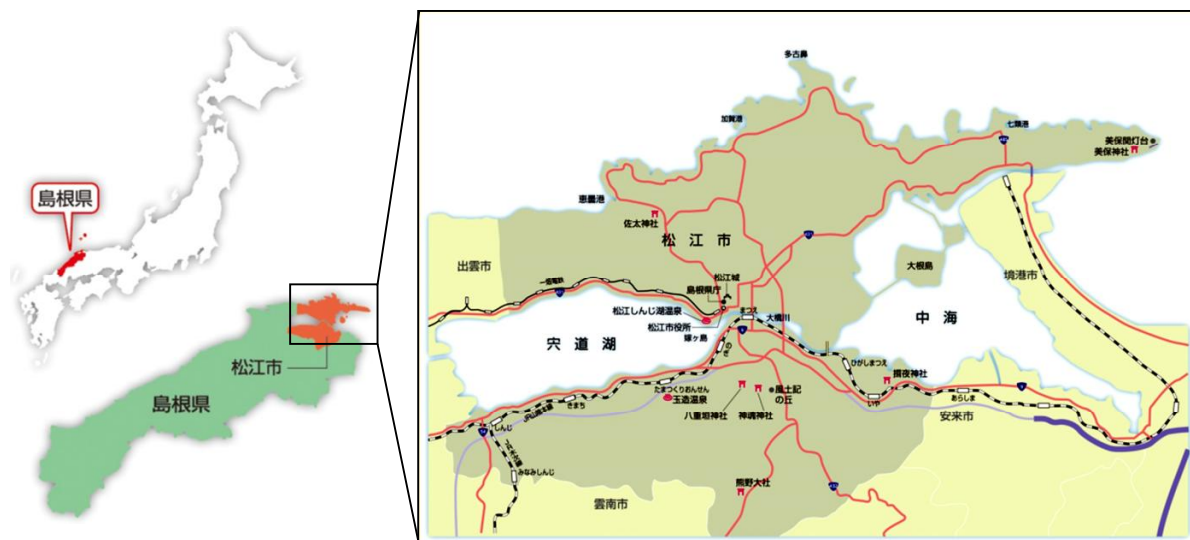


第1章 松江市の歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境

(1) 位置

松江市は、島根県東部に位置する県都であり、山陰地方のほぼ中央（東経 133 度 4 分、北緯 35 度 27 分）にある。市域は東西 41 km、南北 31 km、面積は 572.99 km²である。



(2) 地形・地質等

松江市北部に位置する島根半島は、日本海に面し、大山隠岐国立公園の指定を受けた美しいリアス式海岸と、宍道湖北山県立自然公園の指定を受けた緑豊かな北山山系から形成されている。

島根半島の海岸線は、名勝及び天然記念物潜戸、名勝美保の北浦、天然記念物多古の七ツ穴、天然記念物築島の岩脈などに代表される断崖と緑豊かな自然が遠景の空や海と対照的で雄大な自然景観を形成している。神話的風情を伝える景勝地もあり、自然美に神秘的な雰囲気を加え、凛々しさと神々しさに満ちた独特の景観を醸し出している。

北山山系は、朝日山、枕木山、大平山などからなる標高 200m～500mの山地であり、松江市中心地より俯瞰すればそれほど高くない山頂が連続し、宍道湖・中海や市街地の背景となる均整の取れた山並み景観である。

松江市の中央部には、ラムサール条約登録湿地の指定を受けた汽水湖である宍道湖・中海があり、両湖を結ぶ大橋川が市の中央を東西に流れている。



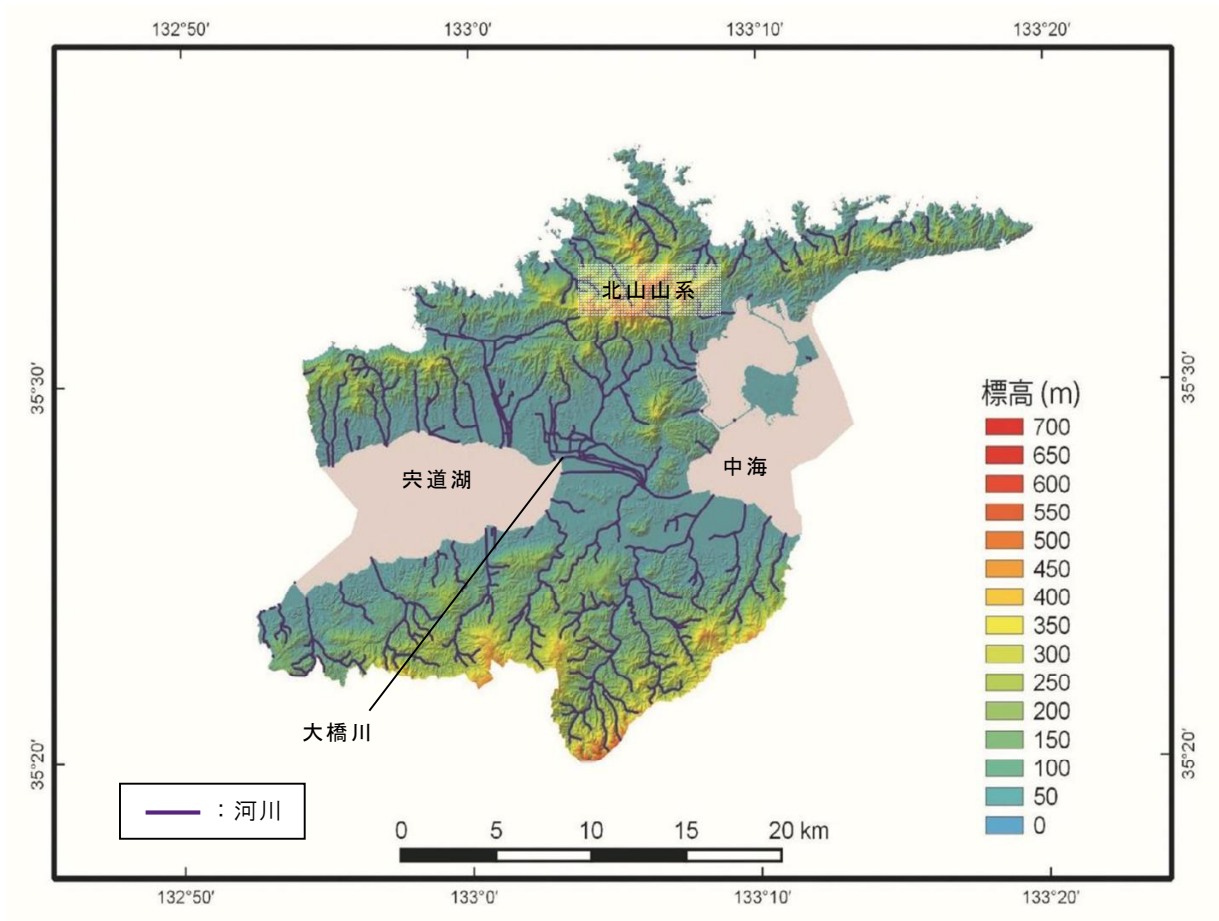
名勝美保の北浦



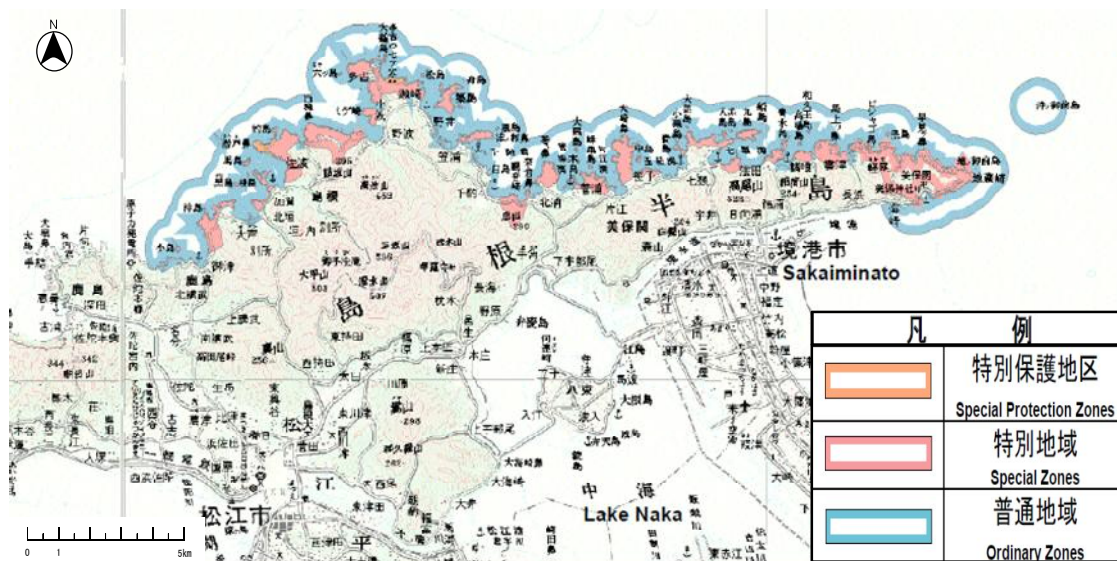
突道湖



大橋川



松江市の地形、標高図



大山隠岐国立公園指定範囲（島根半島東部）

・ 環境省ホームページ「大山隠岐国立公園（島根半島）区域及び公園計画図」より抜粋加工
 (URL : 出典 <https://www.env.go.jp/park/daisen/2017/06/22/2017/06/22/park/daisen/shimanekeikakuzu.pdf>)

宍道湖は、日本で7番目に大きな湖である。今から約7,000年前～6,000年前の縄文海進と呼ばれた時期には、海面は今より1mほど高くなり、中海から松江市街、宍道湖、出雲平野は一連の海峡であった。その後海面は徐々に低下し、また、主に斐伊川からの堆積物や約4,000年前の三瓶火山の噴火による噴出物の供給により出雲平野が急速に拡大していった。約2,000年前以降、宍道湖や中海は現在とほぼ同じような形になった。斐伊川は古代には出雲平野西の神門水海をへて日本海に注いでいたが、中世には東にも分流し宍道湖に注ぐようになった。ただし、その流路は安定せず、東流部分も北から南まで多数に枝分かれしていたのを、江戸時代の初め京極忠高が藩主のときに大規模な築堤工事によって集約され、現在のような形に整えられた。

外海と隔てられた宍道湖は、現在大橋川、中海を経て日本海に繋がっている。海水と淡水が交じり合う汽水環境は、日本一の生産量を誇るシジミを始めとして魚介類が豊富で、その四季折々の味覚は宍道湖七珍と言われる。冬はコハクチョウなど多くの水鳥が渡来する。湖面と空で占められる穏やかで広々とした空間は、松江に開放的な印象を与え、湖面に浮かぶ嫁ヶ島と夕日は水都・松江を代表する景観となっている。

大橋川は、宍道湖の東端から松江市の中心部を抜け中海へと注ぐ一級河川であり、全長7.6km、流域面積は13km²を測る。

中海に浮かぶ大根島は約19万年前に陸上で噴火してできた玄武岩の火山であるが、この島には特別天然記念物に指定されている大根島の熔岩隧道（幽鬼洞）と、天然記念物の大根島第二熔岩隧道（竜溪洞）がある。

松江市の南部には、中国山地に至る標高200mから600m前後の緑豊かな

山々が広がり、平野部の豊かな水田地帯が美しい農村景観を展開しているほか、玉造温泉をはじめとする温泉資源にも恵まれている。

（3）気象

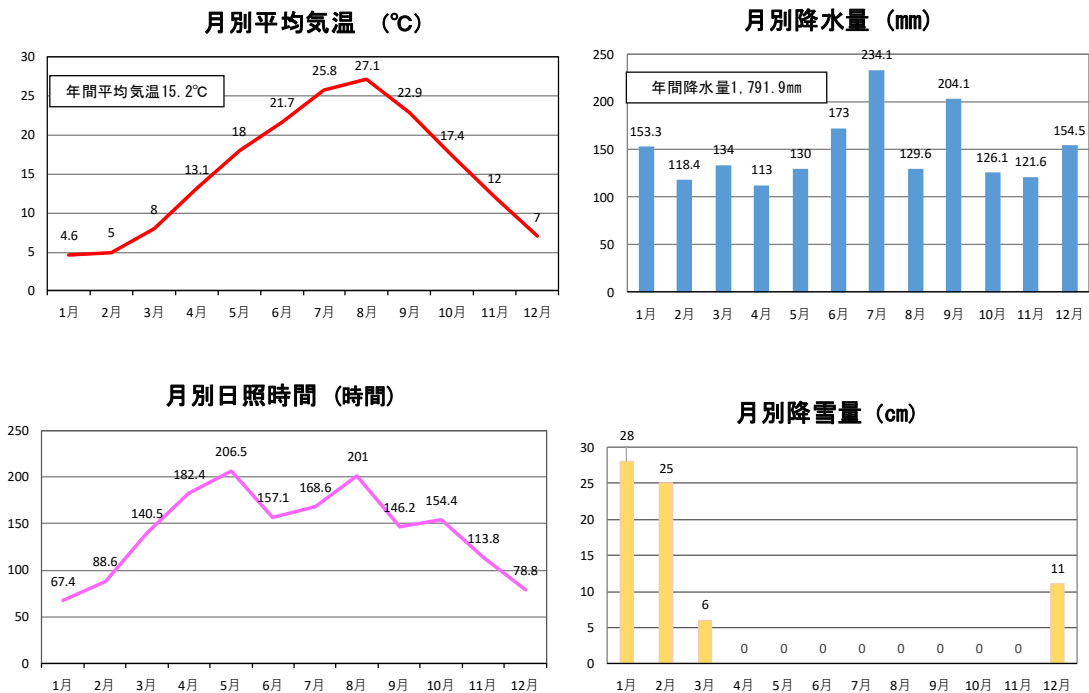
松江市の気候は、日本海側気候の特徴が見られ、夏季は湿潤で、冬季は豪雪になり易い。年間平均気温は15.2℃、年間降水量は1,791.9mmである。

4～5月の春の季節は降水量が少なく、温度も低く、穏やかな日和が多い。しかし、なお冬の名残をとどめて、4月上旬淡雪を見ることもある。4月上旬からは桜や躑躅が開花する。

6～8月の夏は、梅雨期と盛夏期に分かれる。梅雨は6月中旬からおよそ1カ月続く。梅雨明けとともに真夏となり、気温は年中で最も高い。中国山地の上に湧き上る積乱雲は夏の風物詩で、宍道湖面に大きな影を落とす。

9～11月の秋は、紅葉が11月上旬ごろから色づき、紅葉シーズンを迎えるが、冬の到来は早い。10月下旬には冬の使者カモ・ガン・コハクチョウなどが宍道湖や中海を中心に飛来する。12月に入ると島根半島や中国山地の尾根は雪に覆われ始める。

12～2月の冬は、いわゆる西高東低の冬型気圧配置となり、日本はこの高気圧の支配下に入る。ここから吹き出す冷たい季節風（この地方では主に西風）は、連日、日本海上から湿っぽい空気を運んで雪となる。曇天が続き日照時間が短くなる。3月初旬になると気温が10度を超える日が見られるようになり、このころになるとコハクチョウの北帰も始まる。



資料：気象庁のデータを元に作成 H3 (1991)～R2 (2020) の30年間の平均値

2. 社会的環境

（1）市の沿革

明治4年（1871）廃藩置県によって、7月に松江県、^{ひろせ}広瀬県、^{もり}母里県の3県が成立、11月には3県が合併して島根県が設置され、松江の地に県庁が置かれた。その後鳥取県を合わせた範囲の島根県が誕生するなどしたが、鳥取県が分離し、明治14年（1881）に現在の島根県域となった。

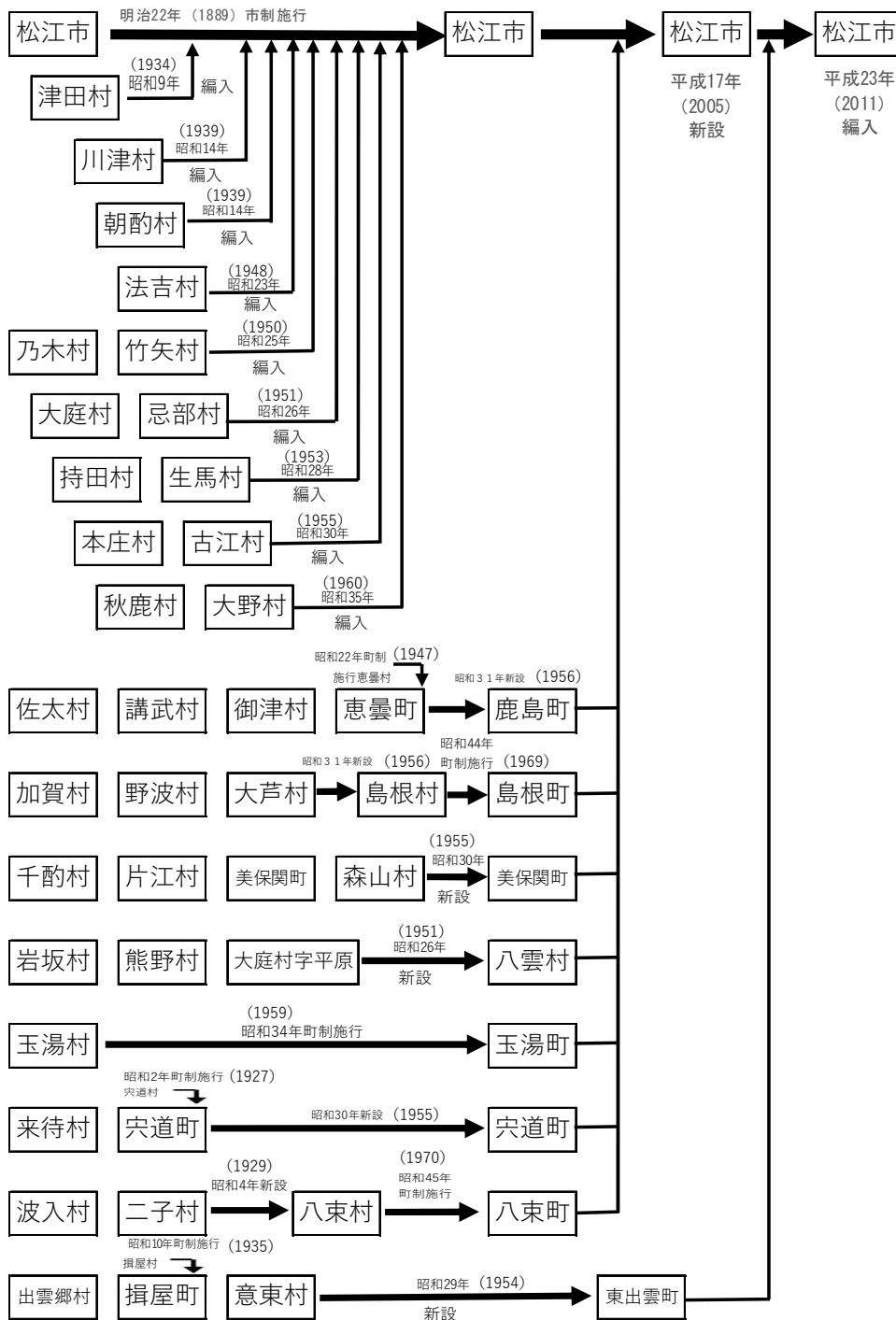
松江市は、明治22年（1889）4月、全国の30市とともに市制を施行した。昭和9年（1934）から35年（1960）にかけて9回にわたり周辺の村を合併、平成17年（2005）3月31日に松江市と^{やつかぐん}八束郡7町村が合併し新松江市となり、さらに平成23年（2011）8月1日に^{やつかぐんひがし}八束郡東出雲町と^{もちょう}合併し現在の市域となっている。この間、昭和26年（1951）には松江国際文化観光都市建設法が制定され、奈良市・京都市と並んで国際文化観光都市に指定されている。平成の合併後は、平成24年（2012）4月に特例市、平成30年（2018）4月に中核市に移行している。

平成合併前の旧市町村図



- ・平成17年(2005)3月31日合併 松江市、^{かしまちやう}鹿島町、^{しまねちやう}島根町、^{みほのせきちやう}美保関町、^{やくもむら}八束町、^{たまゆちやう}八雲村、^{しんじちやう}玉湯町、^{やつかちやう}宍道町、^{やつかちやう}八束町
- ・平成23年(2011)8月1日合併 松江市、^{ひがし}東出雲町

合併の変遷（昭和年代以降）



(資料：松江市・東出雲町合併協議会データを元に作成)

（2）土地利用

地目別土地利用面積は、山林の占める割合が43.07%で最も多く、続いて田畑の耕地が11.37%、宅地が5.90%となっている。松江市都市マスタープランでは、用途地域の35.2km²に用途地域外の工業団地等1.5km²を加えた36.7km²に都市的な土地利用方針が定められ、それ以外には自然的な土地利用方針が定められている。その内訳は、住居系4.5%、商業系1.2%、工業系0.7%、農村漁村環境保全地・自然環境保全地93.6%となっている。

地目別土地利用面積 令和3年（2022）1月1日現在

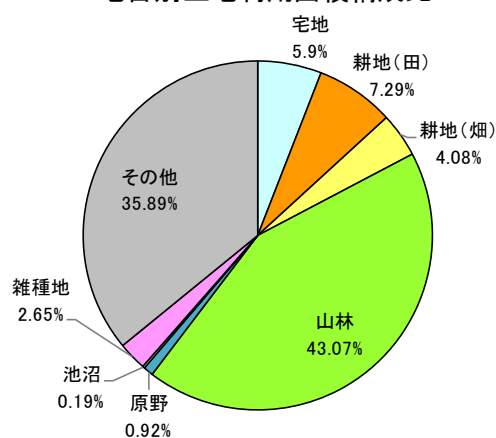
	実数（km ² ）	構成比（%）
宅地	33.82	5.9
耕地（田）	41.79	7.29
耕地（畑）	23.36	4.08
山林	246.81	43.07
原野	5.28	0.92
池沼	1.11	0.19
雑種地	15.2	2.65
その他	205.62	35.89
総数	572.99	100

注）その他は公共用道路・公園などの非課税地を含む。

注）端数処理のため、内訳の合計と総数は一致しない。

（資料：令和3年版松江市統計書）

地目別土地利用面積構成比



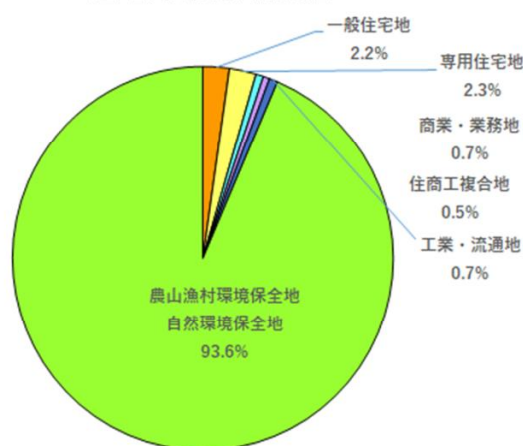
土地利用方針内訳

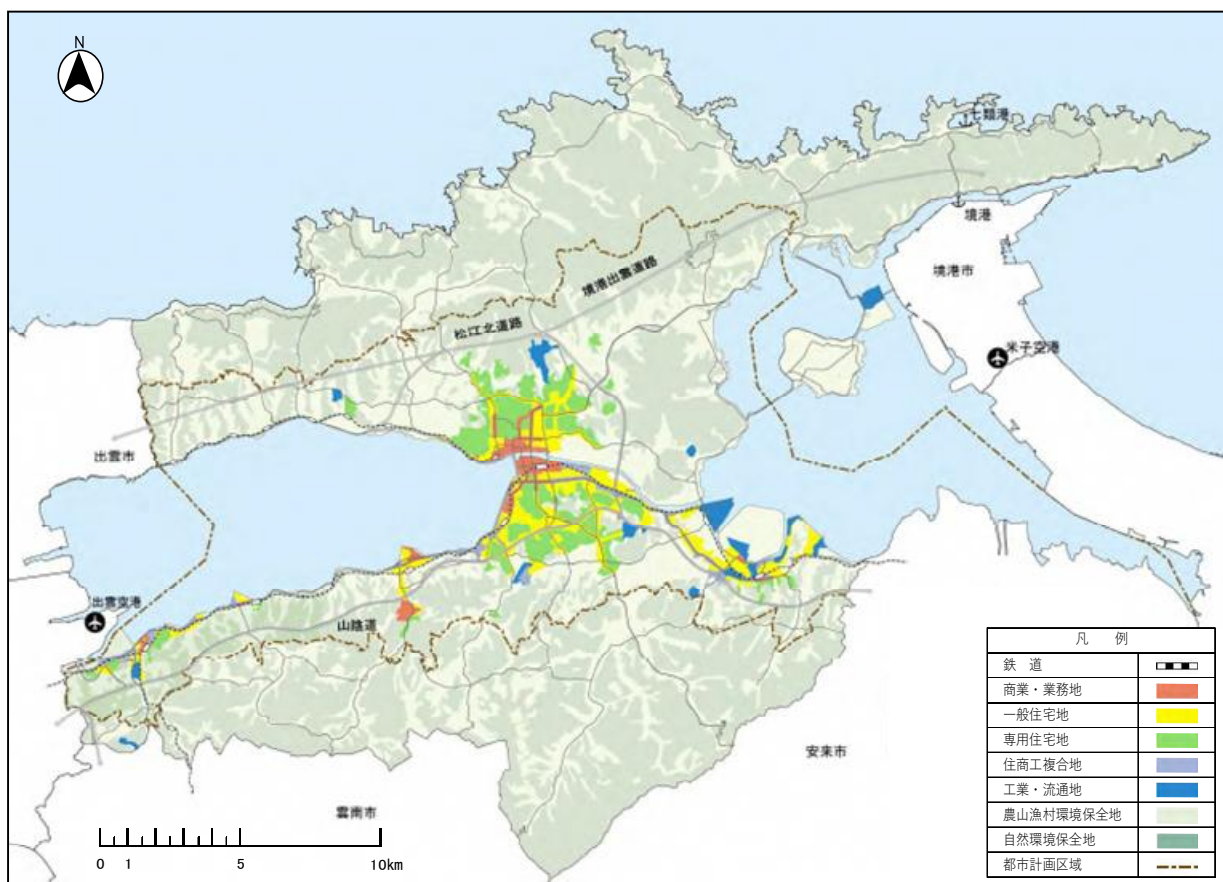
用途区分	面積（km ² ）	割合（%）
一般住宅地	12.78	2.2%
専用住宅地	13.05	2.3%
商業・業務地	3.69	0.7%
住商工複合地	3.09	0.5%
工業・流通地	4.09	0.7%
農山漁村環境保全地 自然環境保全地	536.29	93.6%
合計	572.99	100.0%

※公有水面を含む

（資料：松江市都市マスタープランを元に作成）

土地利用方針構成比

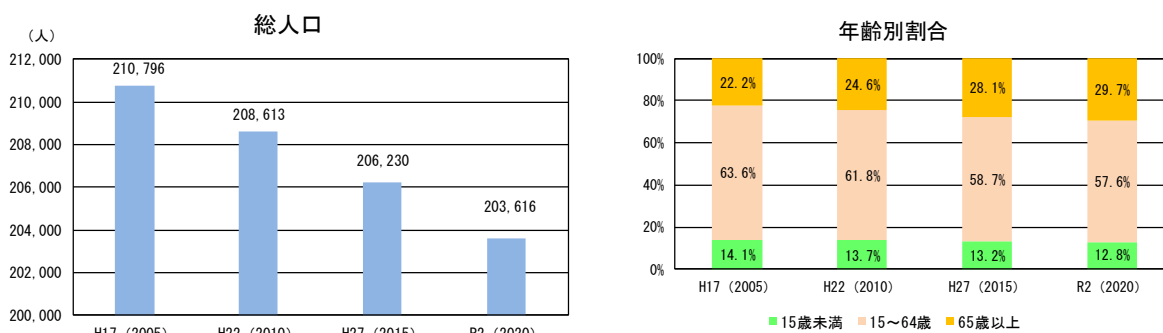




土地利用方針図

(3) 人口動態

総人口は、平成12年（2000）をピークに減少に転じ令和2年（2020）の国勢調査では203,616人（男性98,544人、女性105,072人）で、前回調査の平成27年（2015）と比べて2,614人（1.3%）減少している。年齢別割合で見ると、年少人口（15歳未満）は25,980人で市人口の12.8%、15歳から64歳までの人口は117,211人で市人口の57.6%、高齢者人口（65歳以上）は60,425人で市人口の29.7%となっており、平成27年と比較すると、年少人口（15歳未満）は0.5ポイントの減少、15歳から64歳までの人口は1.1ポイントの減少、高齢者人口（65歳以上）は1.6ポイントの増加となっている。



(資料：国勢調査) ※数値は年齢不詳を除く

（4）交通機関

① 鉄道

J R 西日本山陰本線（主な駅：松江駅）が中海・大橋川・宍道湖の南側を東西に走り、J R 西日本木次線（主な駅：宍道駅）が市域西部から南向きに走っている。一畑電車（主な駅：松江しんじ湖温泉駅）が宍道湖北岸を東西に通っている。

② 道路

中海・宍道湖・大橋川の南側を国道9号が東西に走り、宍道湖南西岸から山陽・四国方面につながる国道54号と交わっている。美保関町境水道大橋から市内中心部を通過して宍道湖北岸に国道431号が、国道9号相生町から南へ国道432号が走っている。平成25年（2013）3月の松江だんだん道路の全線開通により、縁結び大橋を加えた6つの大橋により、大橋川により隔てられた市の南北が結ばれているが、市街地中心部の道路は、江戸時代の面影を残しており、幅員が狭く「鉤型」の交差点も多く残っている。高速道路関係では、平成4年（1992）12月に米子自動車道全線開通、平成9年（1997）3月に岡山自動車道全線開通、平成27年（2015）3月に尾道松江線が全線開通となった。また、鳥取県鳥取市を起点とし、山口県下関市を終点として整備中の山陰道は、島根県内の開通済延長が113km、整備率が63%（※令和元年（2019）9月8日時点）となっている。（※国土交通省中国地方整備局HP）

③ 航空

松江市内から島根県の出雲空港と鳥取県の米子空港までの距離は約20kmでほぼ同じとなっている。

- ア) 出雲空港 バス35分
- イ) 米子空港 バス45分

④ 海路

松江市七類港と鳥取県境港市境港から隠岐諸島へ隠岐汽船が高速船、フェリーを運航している。

⑤ 観光交通手段

- ア) 観光ループバス（ぐるっと松江レイクライン）：市内の主要観光施設を結ぶ観光ループバスを運行している。
- イ) 観光タクシー：市内各社により実施し、希望にあわせた時間単位の市内コース及び近郊コースがある。
- ウ) レンタカー：J R 松江駅周辺に6社（8営業所）がある。



各交通機関 位置図

⑥バス路線

JR松江駅を中心に市街地および近郊地域においては路線バスが、郊外地域においてはコミュニティバスが運行され、これらの組み合わせにより、居住地域は概ね公共交通網によりカバーされている。路線網は市街地及び市街地と近郊地域を結ぶ路線を市営バスが、市街地と郊外の生活拠点を結ぶ路線を一畑バスがそれぞれ受け持つ形で構成されている。

（5）産業

① 産業別にみた人口構成等

令和2年（2020）の国勢調査によると、15歳以上就業者の産業別構成割合は、総数97,465人のうち、農林漁業の第1次産業就業者が3.2%、製造業や建設業などの第2次産業就業者が18.0%、卸売・小売業や医療・福祉などの第3次産業就業者が78.8%で、第3次産業の占める割合が最も高い。産業別の就業者数では、卸売業・小売業、医療・福祉が全体の約3割を占め、製造業、建設業がそれに続いている。令和元年度島根県市町村民経済計算によると、経済活動の規模を産業別人口と総生産額で比べた場合、第3次産業は人口の構成比よりも生産額の構成比が大きく、また、付加価値額※は、卸売業・小売業、医療・福祉、金融業・保険業の3つの第3次産業が全体の約半分を占めている。

※付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

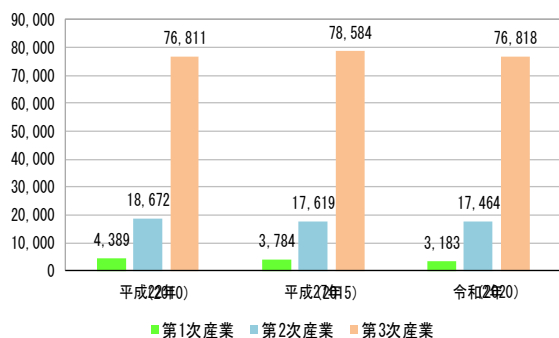
「地域経済分析システムRESAS」での分析による

15歳以上就業人口 産業別構成

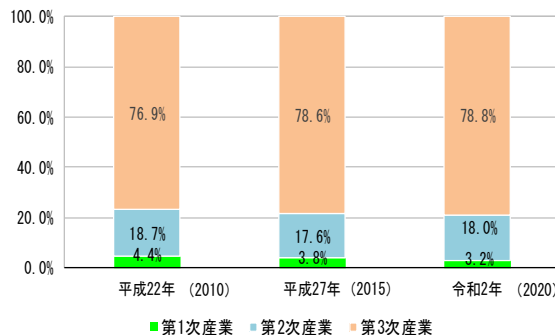
	計		第1次産業		第2次産業		第3次産業	
平成22年	99,872人	100.0%	4,389人	4.4%	18,672人	18.7%	76,811人	76.9%
平成27年	99,987人	100.0%	3,784人	3.8%	17,619人	17.6%	78,584人	78.6%
令和2年	97,465人	100.0%	3,183人	3.2%	17,464人	18.0%	76,818人	78.8%

（資料：国勢調査を元に作成）

15歳以上就業人口の推移



15歳以上就業人口割合の推移



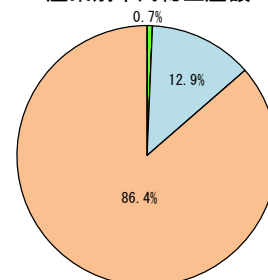
令和元年度（2019）産業別市内総生産額

合計	第1次産業	第2次産業	第3次産業
803,264	5,598	103,593	694,073
100.0%	0.7%	12.9%	86.4%

（単位：百万円）

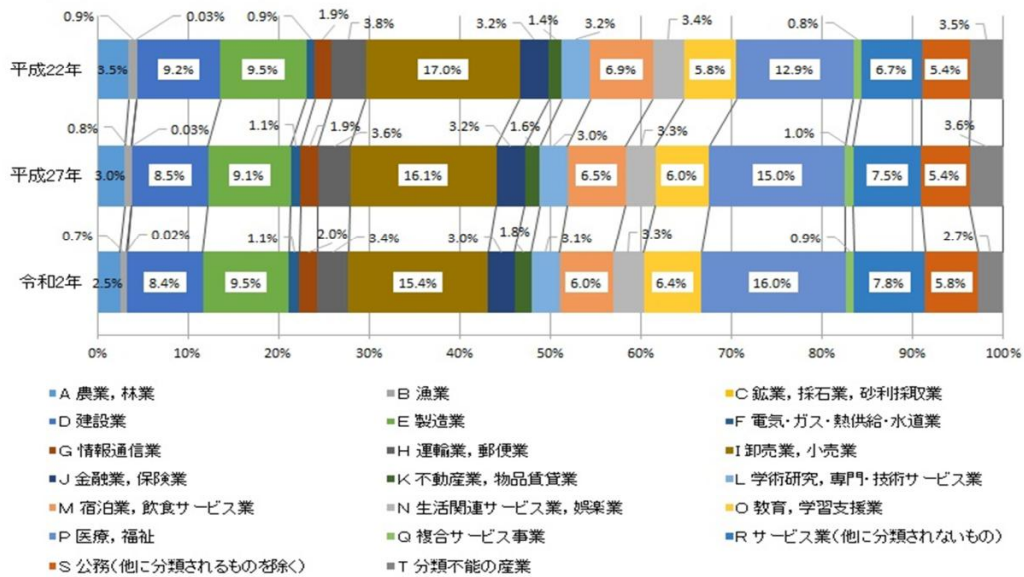
（資料：令和元年度島根県市町村民経済計算）

産業別市内総生産額



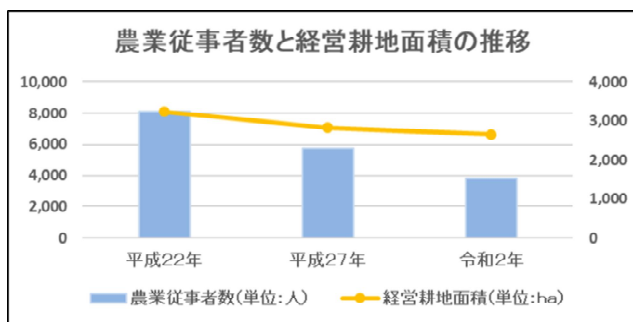
■ 第1次産業 □ 第2次産業 ▣ 第3次産業

15歳以上就業者人口大分類産業構成割合



② 農業

農業従事者数は、平成27年（2015）農林業センサスの5,769人に対して令和2年（2020）には3,830人に減少し、経営耕作地面積は、平成27年（2015）の2,828haに対して令和2年には2,658haと、減少している。宍道湖・中海周辺に広がる水田では法人化による大規模な経営を行う農業者や集落営農組織などを中心に米・蕎麦・麦・大豆が生産され、畑作では掛屋干拓地を中心としたキャベツ、八束町での牡丹、東出雲町などでの西条柿の栽培が盛んである。伝統のある地域産品として、津田かぶ・秋鹿牛蒡・黒田せり・雲州人参が生産されている。



経営耕作地面積 (単位: ha)

	面積
平成22年	3,238
平成27年	2,828
令和2年	2,658

農業従事者数の年齢構成の推移

(単位:人,%)

	総数 (男女計)	年齢構成					
		15~29歳	構成比	30~59歳	構成比	60歳以上	構成比
平成22年	8,129	535	7%	3,087	38%	4,507	55%
平成27年	5,769	302	5%	1,893	33%	3,574	62%
令和2年	3,830	138	4%	1,038	27%	2,654	69%

③ 漁業

漁業協同組合（JFしまね、中海漁業協同組合、宍道湖漁業協同組合）の組合員数は、平成29年（2017）の1,212人に対して、令和5年（2023）には748人に減少している。日本海沿岸では、主要漁業である定置網漁業が行われ、マアジ・サワラ類・サバ類・ブリを中心に漁獲があり、サザエやワカメも漁業者により一定の漁獲がある。中海では、スズキ類・ボラを中心に刺し網漁業が行われ、サルボウガイやアサリの養殖について取組中である。宍道湖では、ヤマトシジミが漁獲量の99%を占めている。

④ 商業

令和3年（2021）経済センサス活動調査では、市内に29か所の商業集積地（商店街）があり、事業所数は1,937で、従業員数は16,526人、年間商品販売額は64,801千万円となっている。平成28年（2016）調査と比べると、事業所数、従業員数及び年間商品販売額は減少している。年間商品販売額で上位にあるのは、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業及び機械器具卸売業である。

⑤ 工業

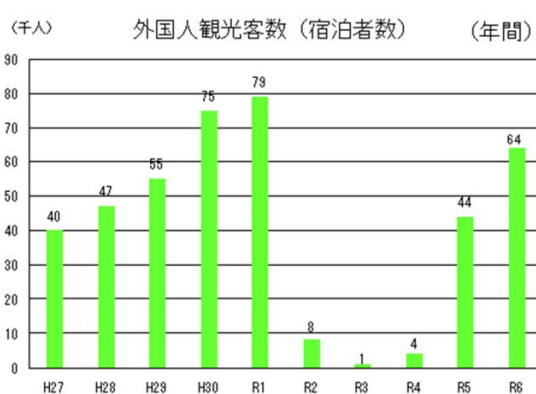
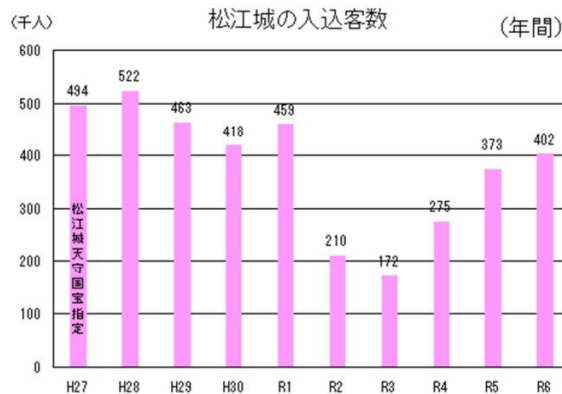
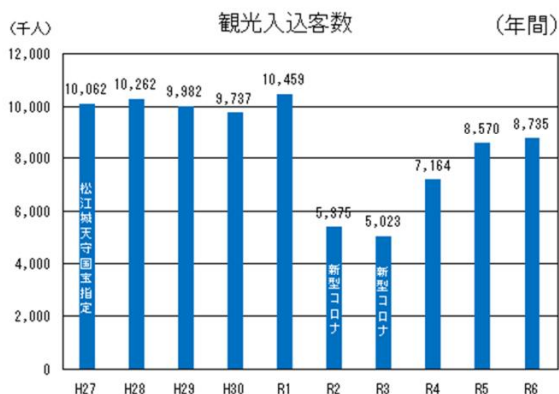
令和4年（2022）の工業統計調査では、令和3年（2021）の事業所数は273、従業者数は7,317人、製造品出荷額等は1,392億円となっている。平成24年（2012）の調査以来、事業所数、従業者数及び製造品出荷額は増減しながらほぼ同規模で推移している。製造品出荷額で上位にあるのは、生産用機械器具製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）、食料品製造業である。

（6）観光

年間観光入込客数は、平成25年（2013）の出雲大社本殿遷座祭いずも おおししろほんでんせんざさいと平成27年（2015）の松江城天守国宝指定を契機に増加し年間1,000万人前後で堅調に推移している。外国人観光客は、米子空港国際線の維持や境港さかいみなとへの大型クルーズ船寄港などにより年々増加し、平成29年（2017）から10万人を超えている。

「国宝松江城」や「茶の湯」などの歴史・文化的な魅力と「大山隠岐国立公園」や「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」しんじこなかうみのエリアにみられる自然景観など、多彩な資源を生かした観光商品作りや受け入れ環境整備を行っている。

一方、令和2年（2020）からのコロナ禍により観光客の入込は大幅に減少した。令和5年に、感染症法上の位置づけが5類に移行されてからは回復基調にあるものの、コロナ禍前の水準とまではいかない状況であり、さらに入込客数の回復を目指していく必要がある。また、今後は、豊富で多彩な観光資源を、質の高い、ストーリー性をもった観光コンテンツへ磨き上げ、国内はもとより海外からの誘客につなげる取り組みを進めていく。



(資料：松江市観光白書)

3. 歴史的環境

(1) 旧石器時代～縄文時代

松江市がある日本海に面する地域は、ユーラシア大陸に沿って日本海を南下する寒流のリマン海流と、日本海を北上する暖流の対馬海流がぶつかり合う地域である。こうした地理的環境のなかで古代から日本海を通じて活発な文化の交流があった。

こうした様子は、上立遺跡から東北地方の石材と技術で製作された旧石器が発見されていることから、今から1～2万年前に遡るとされている。

縄文時代になると、土器の様相からも人々の交流を知ることができる。島根大学構内遺跡からは縄文時代前期の九州に影響を受けた土器や丸木舟、櫂が出土しており、海流に乗って情報の伝達があったことが知られている。鹿島町では佐太講武貝塚（史跡）の大量のヤマトシジミの貝層から獣骨や土器、石器などが見つかると、また美保関町の中海に面した断崖では、海食洞窟を利用した住居跡（史跡権現山洞窟住居跡、史跡サルガ鼻洞窟住居跡）が知られており、自然環境に柔軟に対応した縄文人の姿が窺われる。



上立遺跡出土石器



史跡佐太講武貝塚



史跡権現山洞窟住居跡



史跡サルガ鼻洞窟住居跡

（2）弥生時代

弥生時代になると、大陸から九州経由で稲作が伝わり、夫敷遺跡からは水田跡が発見されているほか、西川津遺跡から鍬や鋤、石包丁などの農耕具も発見されている。

このほか、朝鮮半島からは青銅器や鉄器も伝わった。青銅器は初め武器として九州地方に伝わった。竹矢町出土とされる細形銅剣は、武器として朝鮮半島で製作されたものと考えられている。その後弥生時代中期には銅剣などの青銅器は祭祀具として発展した。松江市でも鹿島町の志谷奥遺跡から6本の銅剣と3個の銅鐸が発見されており、弥生時代の精神文化を知る手掛かりとなっている。集落跡としては史跡田和山・神後田遺跡が知られる。両遺跡は宍道湖東岸を見下ろす小高い丘に環壕を巡らせており、その立地は宍道湖を利用した弥生時代の交通の玄関口と捉えられる。田和山遺跡は弥生時代前期末～中期後葉、神後田遺跡は弥生時代前期末～中期初頭に位置づけられる。田和山遺跡では山頂の建物跡や祭祀用具等の出土品が発見されており精神的に重要な聖地としても、象徴的な存在であったと考えられている。鉄は武器のほか、木製品の加工や農工具にも用いられ、鉄製品の普及は弥生時代の生産力の向上に大きく寄与した。



志谷奥遺跡出土青銅器



史跡田和山・神後田遺跡

また弥生時代は、権力者が現われた時代でもある。弥生時代中期になると、「クニ」とも呼ばれる政治的結合単位の首長は、権力の象徴として墳丘墓を築きはじめる。そして後期になると山陰地方に特有な墳丘墓の形態として四隅突出型墳丘墓が定着した。

（3）古墳時代～平安時代中期

古墳時代に入ると、畿内の影響下で古墳が築かれる時代になる。茶臼山の北

側にある矢田町の廻田1号墳は、出雲東部で最古段階の前方後円墳とされている。古墳時代中期には、宍道湖沿岸や大橋川沿岸に拠点的に大規模古墳が築かれるようになる。大垣大塚古墳群、古曾志大谷1号墳、竹矢岩船古墳、史跡石屋古墳などがそれで、小地域単位ごとに有力な豪族が存在していたことが推定されている。

古墳時代後期になると、出雲東部（松江市茶臼山周辺）と西部（出雲市神戸川下流域）で権力が集中する様子が見られる。そのうち東部では山代町・大庭町を中心とした地域に大型古墳が集中する。

具体的には島根県下最大規模の史跡山代二子塚（前方後方墳：全長94m）、史跡山代方墳（方墳：45×43m）、大規模な石室で知られる山代原古墳（後世に大きく削りとられているため墳丘規模不明）が山代・大庭地区に累代的に築かれる。その間に出雲西部の勢力は衰退し、山代・大庭の勢力がのちの出雲国の範囲を掌握することとなる。



史跡山代二子塚

また、古墳時代には玉作りも盛んであった。出雲地方の玉作りは、弥生時代前期から行われていたことが松江市の西川津遺跡からの出土品によって知られているが、弥生時代終末期以降、花仙山で採れる良質な碧玉・瑪瑙を使った玉作りが花仙山周辺の地域で集中的に行われるようになる。代表的な玉作遺跡として史跡出雲玉作跡があり、花仙山周辺の地域で作られた玉類は日本各地に運ばれたことが知られている。

出雲国の中心である国府が置かれたのは、古墳時代後期に出雲全体を掌握した出雲臣の本貫地である意宇川下流域の意宇平野である。この場所は史跡出雲国府跡として残されている。律令制のもとでは国庁を中心として意宇平野には条里制の区画がなされ、東西南北の官道も整備された。また郡家、軍団、駅、国司館などの施設も置かれた。天平5年



史跡出雲国府跡

（733）に編集された『出雲国風土記』には、郷里の名前やその由来、郡家からの路程、寺院、神社、自然や産物に至るまで詳細に当時の出雲の様子が記され、また唯一完本で写本が残っていることから貴重な資料となっている。その後国分寺、国分尼寺などの寺院も置かれ、政治、経済、文化の中心地となった。しかし平安時代中ごろになると、律令制の根幹である班田制や租庸調などの租税体系は実態を失い、しだいに律令国家は衰退してゆく。

（4）平安時代後期～安土桃山時代

中世には、公家や寺社、武家の私的な領有地である荘園や、受領の支配下にある国衙領が広がった。

古代に国府が置かれた意宇平野は、鎌倉期においても引き続き出雲国の中心であり、山代郷から大草郷、竹矢郷、出雲郷に及ぶ一体は出雲府中と呼ばれた。府中には国内の治安維持の任務をおびた守護所や国内神社の統括を行う総社が置かれた。

承久3年（1221）の承久の乱後に守護に任命された佐々木氏は、出雲府中に入ったあと、守護所を神門郡塩冶郷に移した。その後守護所は佐々木氏（塩冶氏）の没落とともに再び出雲府中に戻され、更に広瀬の月山富田城に移されたと推測されている。このため出雲府中は次第に政治の中心から遠ざかってゆく。しかし総社や神魂神社など意宇六社の祭祀は国造家によって続けられた。

室町幕府のもとで守護となった京極氏のもとでは、尼子氏が守護代として支配権を広げた。特に15世紀半ば以降、美保関の代官職を掌握したあとは、関銭を徴収して経済力を伸ばし、京極氏に代って戦国大名へと成長し、山陰・山陽の11カ国に勢力を伸ばすまでになった。しかし16世紀半ばになると逆に毛利氏の攻撃を受けるようになり、永禄9年（1566）には尼子義久は月山富田城を開城し、毛利氏が居城することとなった。

また、中世以降は各荘園や公領から年貢などの物資を都に住む領主へ運送するための海上交通が発達した時代でもあった。こうした社会情勢のなかで美保郷に海関が設けられ、出雲国守護の直轄下に置かれ、港として発達する基盤となった。

（5）江戸時代

関ヶ原の合戦のあと、徳川軍勝利に軍功のあった堀尾忠氏は、出雲隠岐二十四万石を与えられて父吉晴とともに月山富田城に入ったが、富田が地形的に近世城下町を造るにふさわしい場所ではなかったことから、松江に移城することとした。城地の選定にあたっては、堀尾吉晴、忠氏親子は乃木村元山に上り、床几に腰かけて議論したという（親子が床几に腰かけたことにちなんで、元山はのちに床几山と呼ばれる）。城地の選定をめぐる父子で意見は分かれたが、その後忠氏が急死したこともあって、吉晴は城地を忠氏が提案した亀田山に定め、孫の幼い忠晴を助けて慶長12年（1607）より城普請と城下町形成に着手、慶長16年（1611）に完成させた。

それまで白潟、末次と呼ばれた砂州上に形成された小さな集落と湿地帯しかなかった場所に築かれた城郭と城下町は、町全体が防御と都市機能に重点を置いて新しく“都市計画”されたものであった。すなわち、丘陵を削り、湿地帯を埋めて殿町、母衣町、中原町などを造って侍町とし、堀割で区画した。その周辺に町屋を置き、城下町の縁辺部に寺社を配置した。道路にも防御の工夫を

行い、^{かぎがたろ}鉤型路や^{ふくろこうじ}袋小路、^{せいだま}勢溜りなどを設けた。内堀や外堀には40余りの橋も架けられた。当時の様子は『堀尾期松江城下町絵図』（寛永5年（1628）～寛永10年（1633））にも見られ、その都市構造は、現在まで引き継がれていることが確認できる。近年の発掘調査の成果によれば、城下町は洪水等で数度にわたり嵩上げされ、その結果、地下の近世遺跡が良好な形で残っていることも判明している。

寛永11年（1634）、松江城藩主堀尾忠晴に跡継ぎがなく、堀尾氏は断絶し、代わって若狭国小浜城主であった京極忠高が入府した。京極氏はわずか1代3年ほどの短い治世であったが、治水工事などに功績があり、斐伊川の若狭土手を築いたことで有名である。

京極氏のあとは、徳川家康の子、結城秀康の三男である松平直政が寛永15年（1638）、信州松本から入り、以後、明治維新まで徳川家の親藩として10代、230年にわたって出雲国を治めた。代々の藩主の廟所は月照寺境内にあり、松江藩主松平家墓所として平成8年（1996）に国の史跡に指定されている。



堀尾期松江城下町絵図

（元和6年（1620）～寛永10年（1633））



史跡松江城



史跡松江藩主松平家墓所

島根県指定有形文化財大圓庵（松平治郷）廟門

松平家が藩主になったあと、大雨や干ばつによる災害が続き、参勤交代や幕府の命令による工事費の負担などの借金により、藩財政は悪化をたどっていた。松江藩松平家6代藩主宗衍は、小田切備中を登用し、商業に力を注ぐ「延享の改革」と呼ばれる藩政改革に取り組むが、成功せず、17歳になった息子の治郷に藩主の座を譲る。7代藩主となった治郷（隠居後の号：不昧）のもと、家老

朝日丹波を中心に、借金整理、公費節約、薬用人参等の産業振興、人員整理と抜擢など、「御立派の改革」と呼ばれる藩政改革が行われ、やがて藩財政は好転していった。その後も藩政改革の精神は継続され、人口も増加し、幕末になると松江藩は豊かな藩として知られるようになっていく。また、7代藩主治郷が好んだ茶の湯は松江の文化を大きく成長させ、今でも人々の暮らしのなかに密着している。

（6）明治時代

明治維新後、明治4年（1871）7月に松江藩は松江県となり、同年11月には広瀬藩、母里藩を合併して島根県となった。その後鳥取県を合わせた範囲の島根県が誕生するなどしたが、鳥取県が分離し、明治14年（1881）に現在の島根県域となった。この間松江には県庁が置かれ、引き続き圏域の政治・経済・文化の中心として、明治22年（1889）4月には市制告示第1号で市制が施行された。

明治23年（1890）8月、ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）が島根県尋常中学校の英語教師として松江に赴任した。ハーンは、松江の美しい風景や風情をこよなく愛し、滞在した1年3ヶ月のあいだに見聞した近世城下町の面影を残す松江の風情や島根半島の美しい自然などを『日本瞥見記（知られぬ日本の面影）』に著し、広く世界に紹介した。ハーンが住まいした武家屋敷は、史跡小泉八雲旧居として当時のまま保存されている。また、ハーンの功績は、昭和26年（1951）に松江市が国際文化観光都市に指定された契機ともなっている。



ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）



史跡小泉八雲旧居

明治時代においては天皇巡幸が熱望され、明治34年（1901）には島根・鳥取・山口の三県知事の連名で山陰地方への巡幸が請願された。あわせて巡幸時の行在所の検討も行われ、八束郡宍道町（現：松江市宍道町）では江戸時代に本陣を務めた木幡久右衛門宅、松江市では松江城二之丸に行在所を建築する計画が立てられ、それぞれ明治35年（1902）と明治36年（1903）に完成した。

そして明治40年（1907）には、明治天皇の名代として皇太子嘉仁親王による山陰行啓が実現し、松江城二之丸に建てられた2階建ての擬洋風建築「興雲閣」（現：島根県指定有形文化財）が宿泊所として、木幡家邸内に建てられた木造平屋の「飛雲閣」（現：重要文化財（建造物））が御昼餐所として使われた。



島根県指定有形文化財興雲閣



重要文化財（建造物）木幡家住宅（飛雲閣）

（7）大正時代～令和時代

大正から昭和にかけて、松江市は県都として発展し、市街地も拡大した。城下町の面影を残す松江市は観光地としても整備され、昭和26年（1951）には京都、奈良に次いで3番目の国際文化観光都市に指定された。その後昭和48年（1973）には伝統美観保存条例を制定し、松江北側の小泉八雲旧居のある塩見縄手地区、普門院とその周辺地区を指定した。

平成17年（2005）と平成23年（2011）の市町村合併を経て、古代以来、出雲地域の政治・経済・文化の中心地であった関係の深い1市8町村が歴史的帰結として一つの市域となり現在の松江市となっている。

平成17年（2005）に、景観法に基づく景観行政団体となり、平成19年（2007）には松江市景観条例を制定した。平成19年（2007）から平成23年（2011）にかけて、城下町松江の造営から400年の節目を祝い、歴史・文化・伝統を継承し新たな飛躍を目指して「松江開府400年祭」を開催した。平成23年（2011）3月には「松江歴史館」がオープンし、同年11月には、「佐陀神能」がユネスコ無形文化遺産の代表的な一覧表に記載された。平成24年（2012）10月には「ホーランエンヤ伝承館」がオープンし、市民の歴史まちづくりへの機運が高まるなか、平成27年（2015）7月8日に「松江城天守」が国宝に指定された。平成30年（2018）から令和元年（2019）にかけては、大名茶人として名高い松江藩松平家7代藩主松平治郷（隠居後の号：不昧（1751～1818））の没後200年を記念して「不昧公200年祭」を開催し広く記念事業を展開した。平成31年（2019）4月1日には「松江市茶の湯条例」を施行し、茶の湯文化のさらなる隆盛を目指している。

平成30年（2018）からは中核市に移行し、令和元年（2019）には市制130周年を迎えた。

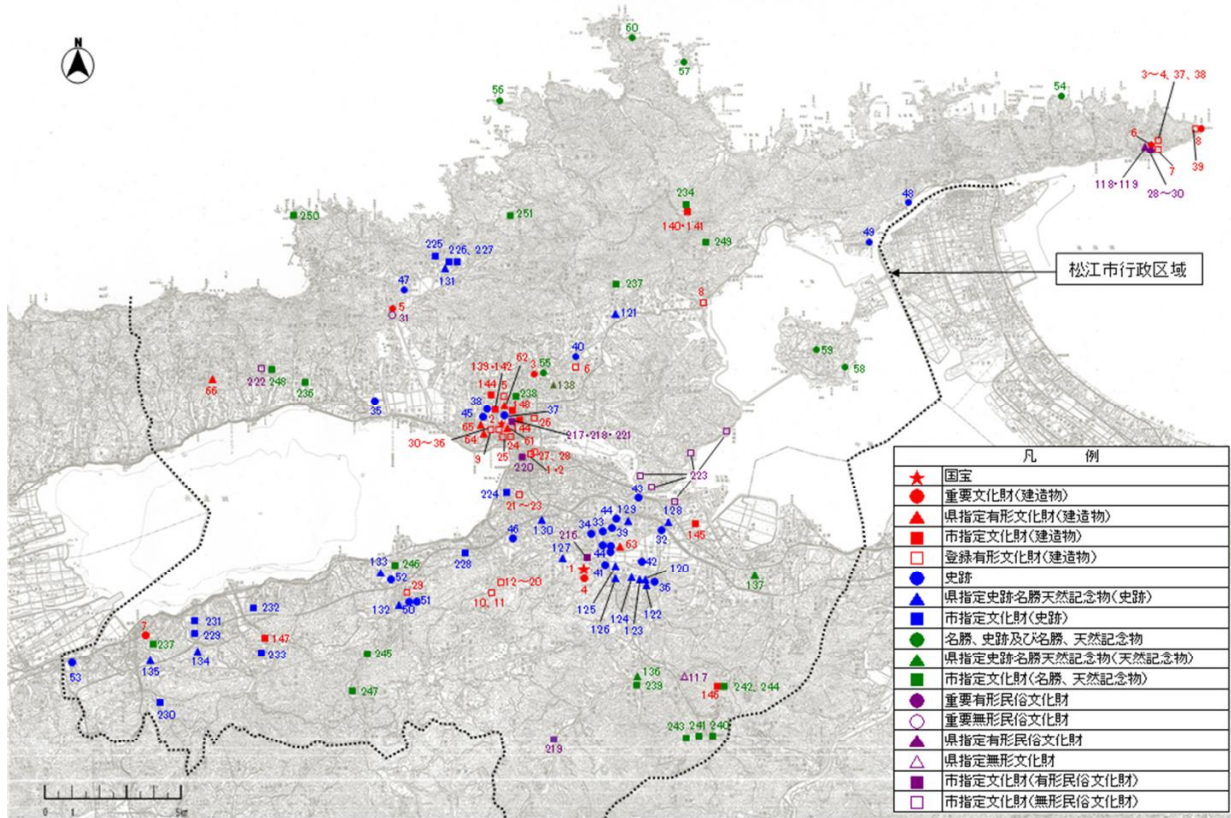
4. 文化財等の分布状況

指定・登録文化財の分布状況

松江市には、国、島根県、松江市の指定等文化財が総計252件（令和7年（2025）12月23日現在）存在する。その内訳は国指定60件、県指定78件、市指定等114件である。指定等文化財のうち、有形文化財が160件で半数以上を占め、うち建造物は26件が指定されている。次に多いのは記念物で76件であり、そのうち史跡が49件を占める。無形文化財と民俗文化財は件数が少なく、それぞれ1件と14件となっており、伝統的建造物群保存地区が1件ある。指定等文化財のほかに登録有形文化財が39件、登録有形民俗文化財が2件、登録記念物（名勝）が1件ある。

（令和7年12月23日現在）

		国		県	市	合計	国	
		指定		指定	指定等		登録	
有形文化財	建造物	8	国宝 (2)	重要文化財 (6)	6	12	26	39
	絵画	1		(1)	14	6	21	
	彫刻	8		(8)	5	10	23	
	工芸品	5		(5)	13	14	32	
	書跡・典籍				4	1	5	
	古文書				8	13	21	
	考古資料	5		(5)	6	10	21	
	歴史資料					11	11	
無形文化財	工芸技術				1		1	
民俗文化財	有形の民俗文化財	3			2	6	11	2
	無形の民俗文化財	1				2	3	
記念物	遺跡	23	特別史跡	史跡 (23)	16	10	49	
	名勝地	2	特別名勝	名勝 (2)		2	4	1
	動物、植物、地質鉱物	4	特別天然記念物 (1)	天然記念物 (3)	3	16	23	
伝統的建造物群保存地区						1		
		60			78	114	252	42



指定・登録文化財分布図

※令和7年12月23日現在:建造物、民俗文化財、記念物で市内にあるもの

※No.は、【巻末資料】2. 松江市所在の指定・登録文化財一覧表と同じ

（1）国指定等文化財

松江市に所在する国指定文化財 60 件の内訳は、国宝 2 件（建造物 2 件）、重要文化財 25 件（建造物 6 件、絵画 1 件、彫刻 8 件、工芸品 5 件、考古資料 5 件）、有形民俗文化財 3 件、無形民俗文化財 1 件、記念物 29 件（史跡 23 件、名勝 2 件、特別天然記念物 1 件、天然記念物 3 件）である。

国指定有形文化財のうち、建造物としては、国宝の神魂神社本殿、松江城天守をはじめ、重要文化財の神社建築（美保神社本殿、佐太神社正中殿・北殿・南殿ほか）、茶室建築（菅田庵及び向月亭）、江戸時代に本陣としても使われた商家（木幡家住宅）などがあり、いずれも松江の歴史と文化を代表する建築物である。



国宝神魂神社本殿

神魂神社本殿（国宝）

松江市大庭町にある出雲国造家と関係が深い神社である。現存する大社造の社殿のなかでは最も古く、床が高いことや、壁面に対する宇豆柱の突出度が高いなど、大社造の古式をよく留めている。明治 35 年（1902）の修理で取り替えられた心柱の頂部には「正平元年丙戌十一月日」（1346）の墨書がある。出雲国造の北島家の代替わりにはここで火継ぎ式が行われる。



国宝松江城天守

松江城天守（国宝）

関ヶ原の戦いの功績により出雲・隠岐二国の領主となった堀尾氏により慶長 12 年（1607）ごろに築城が始められ、同 16 年（1611）に完成したと考えられている。4 重 5 階地下 1 階の構造で、屋根はすべて本瓦葺、2 階分を貫く 96 本の「通し柱」が配置されている。南側に附櫓を設けた複合式望楼型天守に分類される。高さ約 30 メートル、外観は東西の大破風が目を引き、別名「千鳥城」とも呼ばれている。

国指定有形文化財のうち、絵画としては、八重垣神社の本殿の内壁を飾っていた板絵著色神像があり、素戔嗚尊や稲田姫命などを極彩色で描いたもので、国内最古級の板絵神像として重要文化財に指定されている。



重要文化財
板絵著色神像

板絵著色神像（重要文化財）

八重垣神社本殿の障壁及び側壁の羽目板に描かれたものである。白土を塗り、さらに黄土を淡く塗って下地とし、上に極彩色の絵が描かれている。描かれているのは八岐大蛇神話に登場する神の姿であると伝えられる。板材は年輪年代法による測定により13世紀のものであることが判明している。この絵はその作風から室町時代のものと考えられている。

国指定有形文化財のうち、彫刻としては、美保関町の佛谷寺大日堂に安置されている木造薬師如来坐像1軀、木造聖観音立像3軀、木造菩薩形立像1軀や、枕木町の華蔵寺に安置されている木造薬師如来坐像、大庭町の浄音寺の木造十一面観音立像などがあり、重要文化財に指定されている。



重要文化財
木造薬師如来坐像ほか

木造薬師如来坐像（中央）（重要文化財）

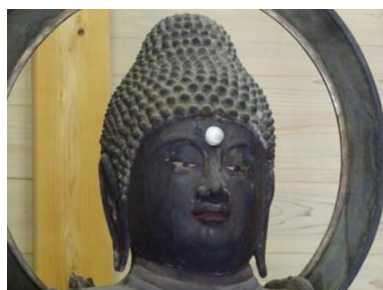
高さ107.5cm、イチイ材を用いた等身大の仏像。帽子を目深にかぶるように、眉近くまで大粒の螺髪を刻んでいること、分厚い身の造りなどにこの地方の特色を見ることができる。

木造聖観音立像（左2軀と右から2軀目）（重要文化財）

高さ約150cm～170cm、いずれも針葉樹材を用いている。いずれも右手を垂らして掌を内向きにし、左手は前方に上げて持物を持つ形となっている。

木造菩薩形立像（右端）（重要文化財）

高さ168cm、針葉樹材を用いている。形は聖観音立像とほぼ同じだが、細身で肩を張る姿をしており、佛谷寺の諸像のうち最も小さい。



重要文化財
木造薬師如来坐像
（上写真の中央）

いずれも平安時代の作で、内刳のない丸彫りで一木造、この地方での彫刻とみられている。

国指定有形文化財のうち、考古資料としては、古墳時代の埴輪窯跡から発見され、「見返りの鹿」とも呼ばれている平所遺跡埴輪窯跡出土品や「額田部臣」の銘文入り鉄刀を含む出雲岡田山古墳出土品などがあり、重要文化財に指定されている。



重要文化財

平所遺跡埴輪窯跡出土品

平所遺跡埴輪窯跡出土品（重要文化財）

松江市矢田町平所の埴輪窯跡から一括して発見されたもので、発見時は小片になっていたが、復元した結果、家、馬、鹿、猪、人物等各種の形象埴輪であることが確認された。なかでも、鹿埴輪は左斜め後方を振り返ったような姿を表しており、埴輪としては数少ない動的な表現をしたものである。全体の形状だけでなく、顔の表情も的確に特徴をとらえたつくりで、頬にやや膨らみがあり、口許はあたかも草をはんでいるように左右にやや歪めている。これらの出土品は、ともに発見された土師器から6世紀前半ごろのものと考えられる。

国指定民俗文化財としては、美保神社の諸手船神事で使われる諸手船や、奉納された鳴物846点などが重要有形民俗文化財に指定されているほか、佐太神社に伝わる佐陀神能が重要無形民俗文化財に指定されている。

佐陀神能は、平成23年（2011）11月27日に国連教育科学文化機関（ユネスコ）政府間委員会で、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載された。



重要有形民俗文化財

美保神社奉納鳴物

美保神社奉納鳴物（重要有形民俗文化財）

美保神社の祭神は、鳴物が好きだとの言い伝えから、全国から長年にわたって鳴物が奉納されてきた。奉納者は、松江藩主をはじめ、各階層にわたる人々で、特に航海安全を祈願する船乗りや漁民が多くみられ、その分布は出雲・伯耆を中心に日本海側は秋田から北九州、また、山陽、東海、江戸の全国各地に及ぶ。現在まで残るものは、寛政12年（1800）の大火以後のものである。楽器には、アコーディオンやオルゴールもあるが、大半は和楽器であり、合計846点が保管されている。

【内訳】打楽器 224点、管楽器 231点、絃楽器 34点、その他楽器 41点、玩具 316点



重要無形民俗文化財
佐陀神能

佐陀神能（重要無形民俗文化財）

鹿島町佐陀宮内にある佐太神社の伶人（舞囃子により神社に奉仕する人）を中心とする人々によって伝承されている能楽の方式をとる神事舞である。毎年9月24日に行われる佐太神社の御座替神事は、佐太神社の数ある祭のなかでも最も重要な儀式とされ、当日は莫産を清め神々を招き祭るための七つの舞からなる「七座神事」、翌日25日には祝意を意図する「式三番」と神話にちなんだ舞「神能」が執り行われる。これらの神事舞を「佐陀神能」と呼び、西日本各地の里神楽に大きな影響を与えたことから、「出雲流神楽の源流」とされる。

国指定記念物のうち、史跡としては、特に原始古代の遺跡が多く、田和山・神後田遺跡、島根県下最大規模を誇る山代二子塚、玉作りの中心地であった出雲玉作跡、出雲国府跡や出雲国分寺跡など、古代出雲を代表する遺跡が松江市南郊に集中している。一方、江戸時代を代表する史跡は主に松江市の北側に位置し、松江城や松江藩主松平家墓所があるほか、明治時代に武家屋敷を借りて住まいした小泉八雲旧居も史跡指定を受けている。

田和山・神後田遺跡（史跡）



史跡田和山・神後田遺跡(全景)

田和山遺跡は弥生時代前期末～中期後葉の遺跡である。北西に宍道湖をのぞむ標高46mの小高い丘に三重の環壕と土塁をめぐらせ、環壕外側に竪穴式住居跡や加工段が分布する。弥生時代の一般的な環壕集落とは異なり、環壕内側には狭い山頂部に「五本柱」と「九本柱」の建物もしくは柱列と柵とみられる施設があるのみで、住居跡が存在しないという特徴がある。祭祀用具類、武器類、また九州産の土器や国内初例となった石製の硯片など多数の遺物が見つかっている。



史跡田和山遺跡 環壕

神後田遺跡は田和山遺跡から北に500mの位置にある標高22mの独立丘陵上に所在する。弥生時代前期末～中期初頭の単独環壕を有する。

両遺跡はほぼ同時期に出現することから、並立する環壕の有機的な関係性を想定できる。眺望に優れた立地にあることから、宍道湖を利用した弥生時代の交通の玄関口とも捉えられ、また地域一帯のランドマーク的な存在と考えられている。

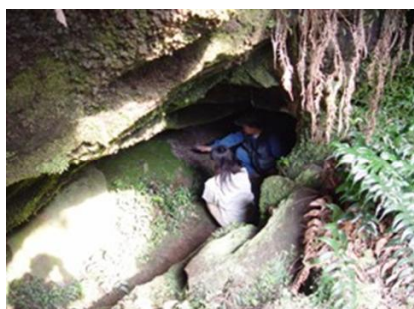
出雲国府跡（史跡）



史跡出雲国府跡

意宇平野に位置する古代出雲の政治の中心地である。中核施設の出雲国庁の場所は長らく不明だったが、元禄四年（1691）に書かれた『意宇郡大草村御検地帳』に「こくてふ」の字名が記されていたことから、昭和43年（1968）から3年間の発掘調査によって現在の場所と判明した。周辺の条里制区画とともに約42ヘクタールが史跡指定されている。

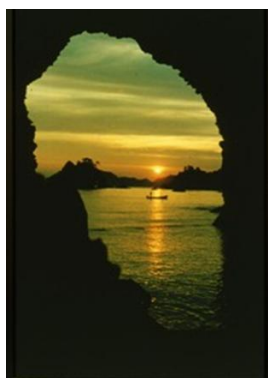
国指定記念物として、^{ようがんりゅう}熔岩流の作用によって形成された^{だいこんしま}大根島の^{ようがんずいどう}熔岩隧道が特別天然記念物に指定されている。また日本海に面した地域では海食等によって形成された自然地形が豊富に残り、^{しまねちやう}島根町の^{たご}多古の^{なな}七ツ穴や^{あな}築島の^{つしま}岩脈が天然記念物として指定されているほか、『^{いずものくにふどき}出雲国風土記』（733）に見える^{さだのおおかみ}佐太大神の生まれた場所とされている^{くけど}潜戸は、幻想的な雰囲気を持つ海中洞窟で、名勝及び天然記念物に指定されている。



特別天然記念物
^{だいこんしま} ^{ようがんずいどう}
大根島の熔岩隧道

^{だいこんしま} ^{ようがんずいどう}
大根島の熔岩隧道（特別天然記念物）

松江市^{やつかちやう}八束町（^{だいこんしま}大根島）にある、溶岩流の滞留によるガス溜まりによってできた空洞である。入り口部分は、ガスが溜まった広い空洞だったが、ガスが薄い天井を突き破って吹き上げたときに崩壊してできたものと考えられている。合計面積は、7,636㎡である。



名勝及び天然記念物
^{くけど}
潜戸

^{くけど}
潜戸（名勝及び天然記念物）

松江市^{しまねちやうか}島根町加賀の日本海岸、^{だいせんおき}大山隠岐国立公園内にある。断層より発達した全長200mの海中洞窟で、日本海の荒波や強風によって長い年月をかけて浸食されて現在の形となった。大森累系の^{おおちりるいけい}輝石安山岩及び同質の^か火砕岩^{さいがん}で形成されている。洞内は広く、船を乗り入れることができ、奇岩が露出しているため、幻想的な雰囲気を醸し出している。『^{いずものくにふどき}出雲国風土記』（733）には、^{さだのおおかみ}佐太神社祭神佐太大神の誕生地とされており、洞門は大神誕生の際、母神が金の矢を射通して作ったとの伝説がある。また地元では、亡くなった子供がやってきて石を積み重ねるといふ「^{さい}賽の河原」伝説も伝わっている。

登録有形文化財39件は、主に明治以降の建造物が登録されており、松江市の近代化に寄与し、一部は現在もなお現役で機能している水道関連施設（^{せんぼんちよ}千本貯水池堰堤、^{いんべいじやうすいじやうし}忌部浄水場施設、^{せつきやうしやう}旧床几山配水池）や、^{ぎやうぎん}ろうぎんカラコロ美術館、和風建築の旅館、また洋風建築の病院、戦後モダニズム建築群（島根県庁本庁舎、県議会議事堂、旧島根県立博物館）などがある。

また、登録有形民俗文化財2件は、出雲の藍板締め染め用具及び製品と島根半島沿岸及び宍道湖・中海の漁撈用具、登録記念物1件は、嫁ヶ島（蚊島）が登録されている。



登録有形文化財
千本貯水池堰堤

千本貯水池堰堤（登録有形文化財）

松江市西忌部町にあり、忌部川の水をせき止め、忌部浄水場に配水するための施設である。大正4年（1915）から大正7年（1918）にかけて築造工事が行われた。堰堤は、東側（写真左側）の端から約40mの頂部が通路となつて取水塔頂部に至る。そこから西側（写真右側）は端まで65mあり、貯水池から溢れた水が堰堤の張り石の壁を伝って流れ落ちる。堰体の中心はモルタルを入れ、その前後を粗石とコンクリートで覆っている。池の内面張りは、間知石（石積みに用いられる四角錐形の石材）張りとなっている。石張りの堰堤は現代のコンクリートむき出しのダムとは違い、人間の手作りを感じさせるとともに、周囲の自然景観と調和しており、現在も現役のダムとして活躍している。



登録有形文化財
忌部浄水場
一号～六号濾過池

忌部浄水場 一号～六号濾過池（登録有形文化財）

松江市西忌部町にあり、三号～六号濾過池は大正4年（1915）に起工、三・四号が大正7年（1918）に、五・六号が大正8年（1919）に完成した。濾過池1個の大きさは、長さ30m、幅21m、深さ2.7mであり、四方の壁は緩やかな傾斜が設けられ、また、周辺の上部は白花崗岩の笠石で縁取られ、池底には煉瓦、砂、礫等が敷かれている。円筒形のコンクリート造である調整井と上屋（写真左の円筒形の建物）は、各池の端に設けられており、ゴシック風のデザインが施されている。一・二号は昭和3年（1928）に着工、昭和4年（1929）に完工し、すべての濾過地は現在でも現役で使用されている。



登録有形文化財
津森内科医院

津森内科医院（登録有形文化財）

松江市本庄町にあり、津森家3代当主が、昭和元年（1926）に建築したとされる。洋風意匠の木造2階建、鉄筋コンクリート造の玄関上部にバルコニーを載せ、背後の西側に木造平屋建が続いている。2階建部分は銅板葺半切妻屋根、T字に架けた急勾配の半切妻屋根と縦長窓が相まって、縦に長い外観イメージを持たせている。モルタル仕上げの外壁に縦長窓と出窓を設け、玄関庇などに簡素な洋風意匠を施した昭和初期の医院建築である。

（2）島根県指定文化財

島根県指定文化財 78 件の内訳は、有形文化財 56 件（建造物 6 件、絵画 14 件、彫刻 5 件、工芸品 13 件、書跡 4 件、古文書 8 件、考古資料 6 件）、無形文化財 1 件（工芸技術 1 件）、有形民俗文化財 2 件、史跡 16 件、天然記念物 3 件である。

島根県指定有形文化財のうち、建造物としては、神社建築（真名井神社本殿、^{うちじんじゃ}内神社本殿）、茶室建築（^{めいめいあん}明々庵）、松江藩主松平家墓所の廟門建築（^{こうしんいんびょう}高真院廟門、^{もん}大圓庵廟門）があるほか、明治時代の擬洋風建築の興雲閣がある。



島根県指定有形文化財

^{めいめいあんほんせき} ^{みずや} ^{くさり} ^ま
明々庵本席、水屋、鎖の間

^{めいめいあんほんせき} ^{みずや} ^{くさり} ^ま 明々庵本席、水屋、鎖の間（島根県指定有形文化財）

松江藩松平家 7 代藩主治郷（^{はるさと}隠居後の号：不昧）の好みによって、有澤家本邸（現在の松江市殿町）に建てられた茶室であり、明治以降転々と移築されたが、昭和 41 年（1966）松江城北側の赤山（^{あかやま}松江市北堀町）に移転された。二畳台目の本席と、四畳半の席が組み合わされた茶室で、腰掛待合を併せ持つ屋根は茅葺入母屋造、重厚な破風に不昧筆の額を掲げる。額には「明々庵安永八（1779）己亥不昧書」とある。

島根県指定有形文化財のうち、書跡としては、滋賀県の石山寺に納められた 100 巻の紙本墨書大智度論のうちの 2 巻や、新古今和歌集の 13 世紀後半の写本である紙本墨書新古今和歌集零本などがある。古文書としては神魂神社、八重垣神社、熊野大社、迎接寺、揖夜神社に伝わる文書がある。



島根県指定有形文化財

^{しほんぼくしょしん} ^{こきん} ^わ ^{かしゅうれいほん}
紙本墨書新古今和歌集零本

^{しほんぼくしょしん} ^{こきん} ^わ ^{かしゅうれいほん} 紙本墨書新古今和歌集零本（島根県指定有形文化財）

新古今和歌集の巻 9 の一部から巻 14 の一部までの 318 首を収めている 13 世紀後半の写本である。縦 19.6 cm、横 14.9 cm の冊子本で、表紙は緞子装、表紙裏に金箔を押し、本文 66 枚、墨付 132 面で料紙は鳥の子である。歌の数から見て、元は 4 冊本であったと考えられる。

島根県指定無形文化財のうち工芸技術として、手漉き和紙の「雁皮紙」（保持者：安部信一郎氏）がある。



島根県指定無形文化財
雁皮紙（保持者：安部信一郎氏）

雁皮紙（保持者：安部信一郎）（島根県指定無形文化財）

雁皮紙の製作は、安部信一郎氏の祖父である、故安部榮四郎氏（昭和43年（1968）重要無形文化財「雁皮紙」各個認定保持者（いわゆる人間国宝）に認定）が努力を重ねて磨き上げ、生涯情熱を注いだ手漉き技術である。雁皮紙は、「和紙の王」とも称され、独特の光沢と渋みがあり、変色せず、虫にも侵されず、水に強い強靱な紙である。そして、細かな文字を書くことにも適している。平成12年（2000）、安部信一郎氏のもつ「雁皮紙に対する紙漉きの技術」が高い評価を受け、島根県指定無形文化財（工芸技術）に指定され、同人が保持者として認定された。信一郎氏は、製紙業安部家の長男として生まれ、物心つく頃から祖父母・両親により家業についてしつけられた。学校卒業後、祖父の故安部榮四郎氏のもとで本格的に修行を始めた。昭和59年、父と祖父の死去に伴い、自立し、後継者の育成を行いながら、自らも技術の向上に努めている。

（3）松江市指定等文化財

松江市指定等文化財114件の内訳は、有形文化財77件（建造物12件、絵画6件、彫刻10件、工芸品14件、書跡1件、古文書13件、考古資料10件、歴史資料11件）、有形民俗文化財6件、無形民俗文化財2件、史跡10件、名勝2件、天然記念物16件、伝統的建造物群保存地区1件がある。

松江市指定有形文化財のうち、建造物としては、江戸時代の武家屋敷の建築物や、茶室建築、寺社の門、および明治初期に建てられた擬洋風の病院建築などがある。



松江市指定有形文化財
塩見畷旧武家屋敷遺構

塩見畷旧武家屋敷遺構（松江市指定有形文化財）

松江城の北側の堀川沿いにあり塩見畷通りに面している。遺構の1棟は現在「武家屋敷」として公開されている長屋門で、もう1棟は現在「田部美術館」のある長屋門である。長屋門は、武家屋敷の特徴の一つで、長屋門では、門番や中間（武家奉公人）が詰め、出入りする人の監視や案内などの雑務にあたったとされる。いずれの長屋門も平屋切妻造で屋根は棧瓦葺である。



松江市指定有形文化財
 田野家住宅(旧田野医院)

田野家住宅（旧田野医院）（松江市指定有形文化財）

明治20年（1887）12月に田野俊貞が現在地に既存の建物を求め、病院を開業したことが始まりとされる。島根県内最初の擬洋風建築でわが国でも最初期の病院建築遺構と考えられている。土蔵造の漆喰壁で、入母屋造の屋根の棟には来待石が乗る。外廻りの窓は半円アーチで、建物の四隅は灰色モルタルで石積風に仕上げる。土台には来待石が2段積み、四隅には大根島の島石が使われている。令和4年（2022）に解体保存。

松江市指定有形文化財のうち、歴史資料としては松江城縄張図、出雲国絵図および松江藩に関する古絵図、古地図、古文書からなる安部吉弘コレクションなどがある。



松江市指定有形文化財
 松江城縄張図

松江城縄張図（松江市指定有形文化財）

松江城の城郭建物、施設が正確に記されたもので、その位置・規模等を知ることができる。縦193cm、横170cm、方眼の紙面に本丸、二ノ丸、二ノ丸下の段の建造物、石垣等が色を変えた別の紙で貼付された平面図である。柱の位置は黒点で表現され、主な建物間の間数も記載され、藩お抱えの大工が修理、新造の際に使用したものと考えられている。成立年代は各建物の変遷から考えて17世紀末ごろと推定されている。



松江市指定有形文化財
 元禄出雲国絵図

元禄出雲国絵図（松江市指定有形文化財）

国絵図は、江戸幕府が諸大名に命じて調査・作成させた国ごとの絵図で、慶長、正保、元禄、天保の4度、幕府に納められている。この元禄国絵図は、縦180cm、横179cmで、元禄14年（1701）に幕府へ提出した国絵図を作成するために描かれた原図であると推定されている。元禄時代の出雲国の地勢を視覚的に知ることができ、また、元禄時代の郡別・村別の石高が記載されていることから、松江藩の経済史を知ることができる。

松江市指定有形民俗文化財は、新嘗祭に使われ、神魂神社に伝わる火鑽臼や、鬦行列の歴史を知るうえで貴重な歳徳神行事に関する宮宿などがあり、無形民俗文化財としては、秋鹿大日堂に伝わる秋鹿大日堂御頭行事や、城山稲荷神社から阿太加夜神社に神霊を船で運んで祈願するホーランエンヤ權伝馬踊りがある。



松江市指定有形民俗文化財
北寺町の宮宿

きたてらまち みややど
北寺町の宮宿（屋台1台、鳥居1基）
（附：安政六年「歳徳大神家臺」棟札1枚）
（松江市指定有形民俗文化財）

組み立て式の木造2階建ての建造物である。高さ約5.7m、間口1間半、奥行2間、正面に鳥居を配し、階段をとりつけ、2階部分に歳徳神を安置し、周囲には欄干を廻らす構造となっている。出雲・伯耆地方に特徴的に見られる歳徳神行事に関する、少なくとも幕末から明治初期ごろの祀り方を具体的に伝える唯一の事例である。現在の鬦行列の胴台の原型と推測され、鬦行列の歴史的変遷を示す資料として重要である。安政6年（1859）の棟札が残されている。



松江市指定無形民俗文化財
秋鹿大日堂御頭行事

あい か だいにちどう お とうぎょう じ
秋鹿大日堂御頭行事（松江市指定無形民俗文化財）

松江市秋鹿町の井神地区・本谷地区で継承されている伝統行事である。地区の住民が、直径80cm、重さ130kgの大きな餅を大日堂に奉納してから、寒中、裸で担いで山から里へ担ぎおろし、地区を練り歩いて一年の五穀豊穡と家内安全などを願う正月行事である。享保2年（1717）に書かれた『雲陽誌』に「正月八日を縁日とする、白米六俵を鏡餅六枚にして仏前にお供えする」と書かれていることから、少なくとも今から300年以上前からこの行事が行われていたことがわかる。地元では、「大餅さん」がなまって「おもつつあん」と呼ばれている。



松江市美保関伝統的建造物
群保存地区

松江市美保関伝統的建造物群保存地区

松江市美保関地区は、島根半島の東側に位置する港町・門前町で江戸時代末期に形成された地割が現在まで非常に良く残されている。江戸時代から昭和30年代までに建築された特徴ある伝統的建造物が多く建ち並ぶ歴史的な町並みに加え、明治以降も続く祭礼行事などの人々の活動も融合し、歴史的風致を形成している。

（4）その他歴史的建造物

松江市固有の貴重な歴史的建造物を保全継承するため、平成26年（2014）から^{しつかい}悉皆調査を実施し、平成28年（2016）7月に「松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例」を制定し市独自の登録制度を設けている。旧城下町エリア、美保関エリア、宍道エリアに存在する建造物及び市内の登録有形文化財を対象とし、江戸時代の町家や酒蔵、明治時代の銀行、大正時代のビルなどが松江市登録歴史的建造物として保全・活用されている。



【旧城下町エリア】 ^{いずも}出雲ビル



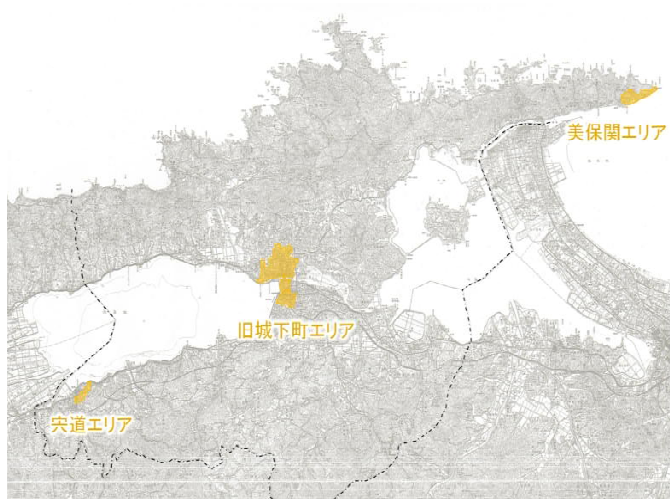
【美保関エリア】 ^{みしろけじゆうたくしゅおく}三代家住宅主屋

^{いずも}出雲ビル（松江市登録歴史的建造物）

出雲益良が大正14年（1925）に「出雲ストア」として建築したビルで、設計者は大森茂。外壁はコンクリート研ぎ出しで石材風に加工が施され、壁面のレリーフや縦長の窓、逆読み表記の「出雲ビル」の看板などが建物の個性を際立たせている。内部は、階段など改修されている箇所もあるが、丸形の柱やモザイクタイル等を使用し、外観に見合った細工となっている。松江で最初期の鉄筋コンクリート造建築と考えられている。

^{みしろけじゆうたくしゅおく}三代家住宅主屋（登録有形文化財、松江市登録歴史的建造物）

日本海沿いの海運の拠点として栄えた美保関の歴史を語る建物である。三代家の先祖である米子屋は蠟燭製造販売や廻船問屋、両替商などを営むことで栄えた。この建物は3軒分の建物を1軒に改修したものである。棧瓦や板壁、格子窓を使用し、出桁や持ち送り梁といった美保関の町家の特徴をもち、内部においては2階天井材等、建築当時の姿を残している部分がある。



対象エリア図

登録数（令和8年（2026）年3月時点）

対象エリア等	登録数
旧城下町エリア	12
美保関エリア	7
宍道エリア	0
登録有形文化財（上記エリア外）	2
合計	21

（5）伝統工芸等

①めのう細工

玉湯町で現在盛んに行われている「めのう細工」は、江戸時代末の天保年間に若狭国の職人が玉湯町湯町で玉作り技術を伝授したのが始まりとされ、勾玉や櫛、印鑑、かんざしなどが作られているが、元来、豊富な碧玉・瑪瑙産出量を誇る花仙山周辺では、古代から碧玉・瑪瑙を使った玉作りが行われていた。

出雲の玉作りは弥生時代前期に始まるが、弥生時代終末期以降、玉湯町の花仙山周辺の地域で集中的に作られるようになる。その様子は玉作工房跡の遺跡（史跡出雲玉作跡）や、『出雲国風土記』（733）や『延喜式』（927）の記述からも読み取られ、奈良時代には「忌部神戸」として、朝廷に献上するための忌玉（御富岐玉・美保伎玉＝天皇に靈威を与える神聖な玉）が作られていた。弥生時代から平安時代まで約700年にわたり、大量の玉類が作られ、勾玉や管玉（筒形の玉類）などが全国各地に運ばれていった。平安時代後期に中央集権体制の崩壊とともに玉作りも衰退し、江戸時代までは空白の期間があるが、昭和23年（1948）の出雲国造家の代替わりの際には、古式ゆかしく“神賀詞奏上儀礼”が催され、出雲の玉が宮中に献上された。

めのうは、硬い材質のため光沢が消えにくい特徴があり、現在も各種装身具、装飾品に加工され珍重されている。また、近年では勾玉に新しい幸運や魔除けなどの意味づけをして、若い世代からの人気を呼び販路の拡大が図られている。



史跡出雲玉作跡



昭和23年(1948)の神賀詞奏上儀礼で献上された玉の控え

②来待石

来待石は、松江市玉湯町～宍道町にかけての限られた地域で産出される「凝灰質砂岩」で、1,400万年前に形成されたものである。来待石は加工がしやすい点から、古くは古墳時代に古墳の石棺材として使われ、中世以降は加工のし易さに加えて、耐火性が高いことや苔が付きやすく経年変化による古色の風合いが好まれ、石仏、墓石、灯籠、狛犬、石臼、かまど、建物の棟石、基礎石、護岸の如泥石などに使われたほか、粉末は焼物の釉薬にも使われるなど、最も身近な石材として珍重された。このため江戸時代には松江藩が「御止石」として藩

外への持ち出しを禁止するほどであった。大正以降は販路が拡大されるとともに加工技術も向上し、美的調和のとれた気品の高い優雅さをもつ「出雲石灯ろう」が庭園に広く愛用され、昭和51年（1976）、石工品としては日本で初めて国から伝統的工芸品の指定を受けた。

近年、来待石に多く含まれる「ゼオライト」の成分が水質浄化作用に効果があることが分り、水草も付きやすく、生物の生息環境にも良いことから、来待石を宍道湖の護岸に使う実験的な取り組みも行われている。また、独特の柔らかい肌合いと温かさを活かし、現代のライフスタイルにも合う、室内用のアートストーン（飾り物やLEDライトを灯す照明）、鑑賞用の金魚鉢など、多様な用途での普及が図られている。

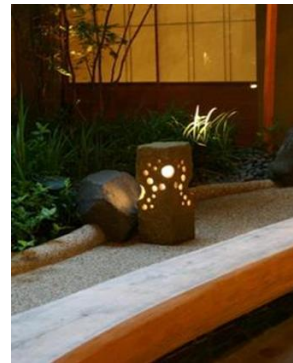


来待神社狛犬

文政4年（1821）



出雲石灯籠



アートストーン

③ 陶 窯

松江の焼き物は、茶の湯文化に深く根ざしたもので、松江藩によって保護された「楽山焼」と「布志名焼」が現在も続いている。

このうち楽山焼は、松江藩松平家3代藩主綱近に召抱えられた萩焼（深川窯）の陶工倉崎権兵衛重由によって、松江藩主の別荘地でもあった楽山（御立山）に開かれた窯で、主に茶陶を焼いた藩窯である。倉崎権兵衛重由は、延宝5年（1677）に松江に入府したあと、当初は国屋の地に窯を築いたとも言われているが、数年後には楽山に窯を開いたと考えられている。刷毛目と「伊羅保写し」という技法で、伊羅保釉を使った落ち着いた色のある淡い山吹色が特徴である。茶を愛する代々の松江藩主に寵愛されただけあり、現在でも抹茶碗や水差しといった茶道具が作品の中心を占めている。

一方、布志名焼は寛延3（1750）年に船木与次兵衛村政が玉湯の布志名に開いた窯である。その後松江藩松平家7代藩主治郷（隠居後の号：不味）のときに、楽山窯から土屋善四郎芳方を布志名へ移らせて指導に当たらせ、藩窯の「土屋窯」と「永原窯」を開いた。以来、藩窯と民窯が共存し、藩窯では主に茶陶、

民窯では生活器が焼かれた。現在でも土屋窯の流れを汲む「雲善窯」と、民窯系の「湯町窯」、「船木窯」がある。布志名焼の特徴は、光沢のある黄色の釉薬で、明治期には最盛期を迎え、国内ばかりでなく海外にまでも販路を広げていた。昭和期に入ってから柳宗悦や河井寛次郎、バーナード・リーチらの民芸運動に共鳴し、その交流によってもたらされた技術を取り入れながらの作陶が県下の陶芸界にも大きな影響を与えた。化粧泥で模様を施したスリップウェアと呼ばれる技法もそのひとつである。現在でも、民芸陶器を好む全国のファンから根強い支持を集めている。



らくざんやき
楽山焼



ふしなやき
布志名焼

④和菓子

和菓子も茶の湯文化と深く関わりながら発展した産業である。特に松江藩松平家7代藩主治郷（隠居後の号：不昧）のときに御用菓子司に好みの菓子を作らせた。現在に伝わる「山川」「若草」「菜種の里」は、不昧自らが詠んだ和歌に因んで「松江三大銘菓」と伝えられている。

明治維新後、一度は姿を消したこれらの銘菓であったが、和菓子を愛する市民と職人の熱意により復活を遂げ、現在も老舗和菓子店によって守られ続けている。季節ごとに開かれる茶会や、お茶各流派の活動、贈答品やお土産品として所望されることで、職人の技術が培われ、上生菓子から松江銘菓に至る商品の造形美と味わいが継承されている。茶の湯文化が息づく城下町松江らしい味覚として、市民に親しまれ、また、外国人観光客をはじめとした多くの来訪者をもてなしている。



花を模した上生菓子と茶



松江三大銘菓「若草」

⑤ 八雲塗

八雲塗は、松江藩お抱えの駕籠塗職人、坂田平一が明治に入ってから考案した漆器である。素地に色漆や青貝金銀粉を用いて文様を描いたのち、透明な漆を塗り重ね、伝統技法により研ぎ出して仕上げる。塗り重ねた漆が年月を経るごとに透明度を増し、文様や下に貼った金箔の色が鮮やかに浮かび上がる点に特徴がある。

盆・食器・重箱など、花鳥風月の絵を色漆で描く伝統的な漆器に加え、近年では顧客の要望にこたえ、洗練された無地のマグカップを開発するなど、伝統のなかに新しい要素を取り入れて客層を増やしている。



抹茶を入れる茶器：棗



伝統的な絵付けがなされた小物入れ



経年劣化で色鮮やかに発色する新商品「琥珀」

⑥ 出雲民芸紙

八雲町東岩坂の別所地区では、星上山と明事山からの豊富で良質な伏流水に恵まれ、また三椏と楮の生産に適した土地であったことから、江戸時代中期から農家で手漉き和紙の生産が行われていた。この地に生まれ育った安部榮四郎（明治35年（1902）～昭和59年（1985））は、昭和6年（1931）に当時「民芸運動」の創始者であった柳宗悦に出会い、その後柳宗悦に指導を受けて強く長い保存に耐える手漉き和紙の開発に励み、出雲民芸紙を作り出した。その技術は高く、正倉院宝物紙の復元をも成功させ、昭和43年（1968）には重要無形文化財「雁皮紙」各個認定保持者（いわゆる人間国宝）に認定された。現在、その心と技は孫の信一郎氏、紀正氏兄弟の手へと受け継がれている。

主な製品には、雁皮紙・三椏紙・楮紙・民芸紙があり、特に雁皮紙は光沢があり防虫効果も優れているため保存文書に用いられる。使う人の用途によって紙の大きさや厚さが漉き分けられ、加工品としては、便箋封筒・名刺・色紙・短冊・カレンダー・賞状・卒業証書などがあり、また、ふすま紙や障子紙、ちぎり絵・和紙人形・はがき絵など、生活や趣味の素材としても用いられている。



いずも みんげいし
出雲民芸紙 便箋封筒



いずも みんげいし
出雲民芸紙
(上から)
がん び し
雁皮紙
みつまたし
三極紙ペンガラ染め
みつまたし
三極紙七夕入り
くも し
雲紙
みずたま し
水玉紙
こうぞし
楮紙あらすじ

⑦ 藤工芸

藤編みの技術は江戸時代末期に参勤交代で上京した藩の下級武士が習得し、松江に伝えたとされている。廃藩置県後長崎家はその技術を継承しており、網目を花の形に編む「花結」という技術が特徴で、一子相伝の技として伝えられている。

茶の湯文化が根付く松江では、花かごや、茶道に使う炭を保存するための「炭斗」として重用され、全国的にも愛好家たちに珍重されている。



とう
藤工芸

⑧ 松江和紙手毬

手毬は御殿毬と呼ばれ、江戸時代に松江藩の御殿女中たちが作り始めたとされている。綿を白糸で巻き締めて、絹糸や木綿糸で模様を作りながら縫い合わせた素朴なもので、町方でも作られて少女の玩具となっていた。

松江和紙手毬は、御殿毬をもとに創作された工芸品で、出雲民芸紙を張った上に刺繍糸で模様を縫い、最後にちぎり絵で模様を描いて仕上げるもので、独特の素朴さと味わいがある。

手毬の表面に「出雲民芸紙」のちぎり絵で島根県の花である牡丹などをあしらっており、その素朴な味わいが松江を懐かしむ人、訪れる人の心をとらえている。



まつえ わし て まり
松江和紙手毬

⑨ 姉様人形

松江藩の御殿女中や武家の娘が作って遊んだのが始まりと伝えられる紙人形である。廃藩後は下級士族の女房が内職として作り、家計の助けとしていた。人形の特徴は、小さな口と細い目、ほんのり赤く染めた頬の表情豊かな顔、髪型はお下げ、桃割れ、島田で、それぞれ少女・娘・既婚女性を表わしている。着物は赤と藍色の縞模様である。大きさや衣装、飾り付け、着物の柄などは時代の推移とともに少しずつ変化している。単純化されたなかにもきらびやかさ、あでやかさがあり、日本的で気品のある紙人形であり、小泉八雲も愛好したと伝えられている。今日では郷愁を誘う民芸品として土産品、愛好家の収集品となっている。



あねさまにんぎょう
姉様人形

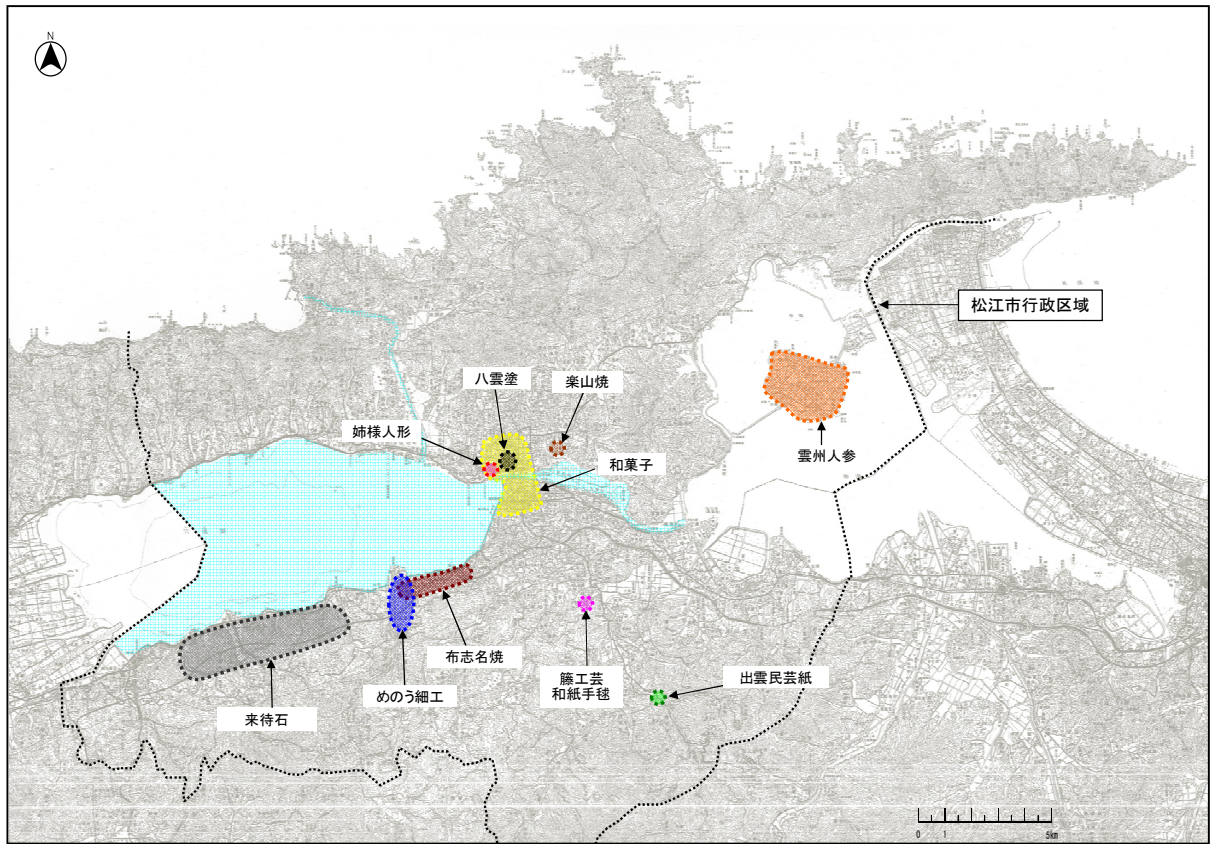
⑩ 雲州人参（薬用人参）

雲州人参（薬用人参）は、漢方薬として珍重され、松江での栽培は江戸時代、松江藩松平家6代藩主宗衍の命令によって始められた。生産された人参を藩で一括して加工製造し、藩庁の松江人参方から専売された。栽培が軌道に乗るまでに数十年の時間を要したが、成功してからは大阪・神戸・長崎から中国へ輸出されるようになり、松江藩の財政を支える大きな財源ともなった。明治時代に入ると民間に払い下げられ、民営会社が事業を継承し、その後、有志の手によって共同経営の人参製造会社や個人の製造会社が設立され、年間12トンを超える出荷量を誇った。

現在でも松江市八束町（大根島）で栽培が続けられている。火山灰土質の豊富なミネラルを含んだ大根島の土壌で、6年間の歳月をかけて育てられる人参はサポニンを豊富に含み、その品質が高く評価されている。近年は、粉末やエキスなどに加工され、美容と体調維持のための健康食品として販売されている。



うんしゅうにんじん
雲州人参（薬用人参）



伝統工芸分布図